令和9年度市指定ごみ袋広告掲載募集

市指定ごみ袋に広告を掲載できます

募　集　期　間

令和8年11月●日（●）～ 令和9年1月8日（金）

☆袋 広 告☆

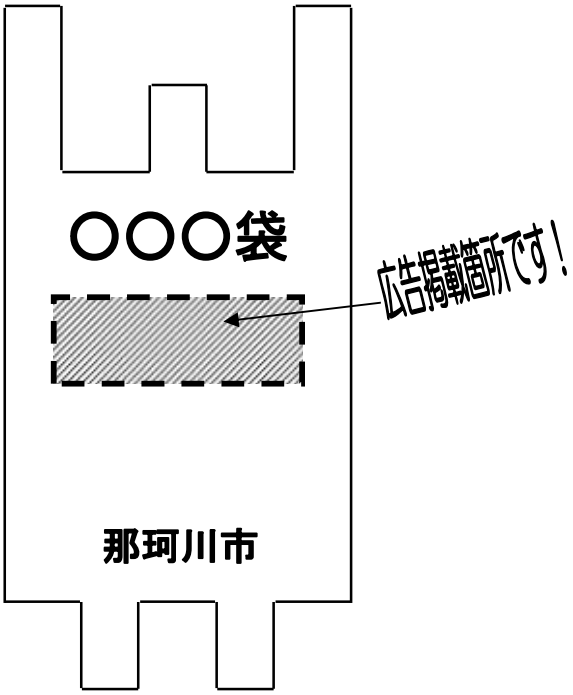

☆帯 広 告☆

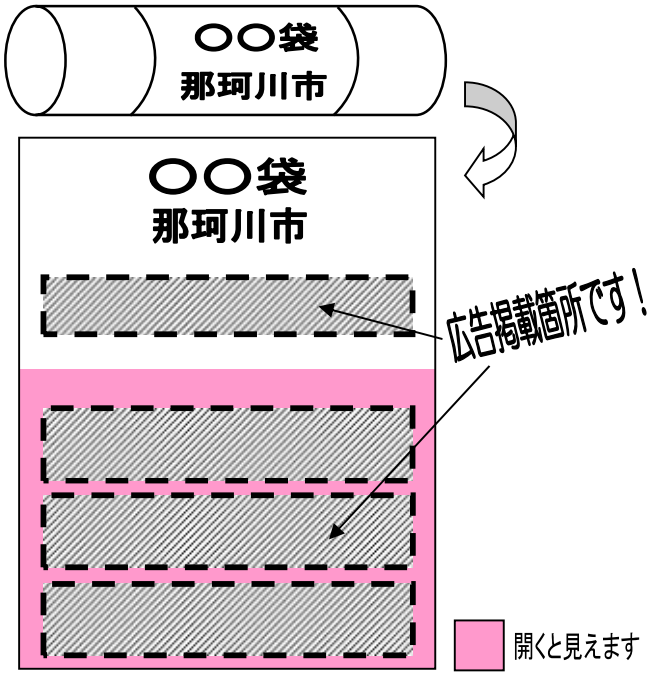

詳しくは裏面をご覧ください

問い合わせ先 ： 那珂川市役所 環境課　電話　953-2211
FAX　953-0688
E-mail　kankyo@city-nakagawa.fukuoka.jp

令和9年度 市指定ごみ袋広告

料　金　表

指定袋の種類		掲載場所	箇所数	広告規格（大きさ）	広告掲載料（1カ所あたり）	予定数
家庭系ごみ袋	可燃ごみ袋（大）	袋本体	3カ所	縦 60 mm 横 350 mm	20万円	120.6万枚 1枚あたり 約0.17円！
	可燃ごみ袋（中）	袋本体	1カ所	縦 80 mm 横 250 mm	10万円	66万枚 1枚あたり 約0.15円！
	再資源化ごみ袋（大）	袋本体	2カ所	縦 60 mm 横 350 mm	5万円	18万枚 1枚あたり 約0.28円！
指定ごみ袋の全て		袋帯（表側）	1カ所	縦 25 mm 横 93 mm	10万円	31.94万本 1本あたり 約0.31円！
		袋帯（内側）	3カ所	縦 40 mm 横 93 mm	8万円	31.94万本 1本あたり 約0.25円！

☆広告の掲載色は、指定袋本体で使用する文字色となります。ただし、帯広告は広告主の版下色を基本とします。

☆ごみ袋製作数は、令和8年１１月１日時点での予定数であり、実際の製作数と異なる場合があります。

☆広告掲載時期は、前年度の在庫処理などにより若干の変更があります。

☆申込み多数のときは、抽選となります。また、下記に該当する場合は申込みできません。

那珂川市広告掲載基準（抜粋）

(規制対象業種又は業者)
第2条　次に掲げる業種又は業者の広告は掲載しない。
(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定される営業に該当するもの
(2)　貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条において規定される貸金業に該当するもの
(3)　たばこに関するもの
(4)　ギャンブルに関するもの(宝くじに係るものを除く。)
(5)　法律に定めのない医療類似行為に関するもの
(6)　市の指名停止措置を受けている者
(7)　市税を滞納している者
(8)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))
(9)　暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))が役員となっている者
(10)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者